

執 行 停 止 申 立 書

2024年3月21日

仙 台 高 等 裁 判 所

御 中

当事者の表示

別紙目録記載のとおり

強制執行停止申立事件

貼用印紙額 金500円也

申立人訴訟代理人

弁護士 大 口 昭 彦

弁護士 柳 原 敏 夫

記

第1 申立の趣旨

申立人と相手方間の、福島地方裁判所令和2年(ワ)第■号・同第■号、仙台高等裁判所令和5年(ネ)第■号事件の仮執行宣言付判決に基づく強制執行は、上告審(令和6年《ネオ》第■号・同《ネ受》第■号)についての判決ないし決定があるまでこれを停止する

との決定を求める。

第2 申立の理由

1 福島地方裁判所は、相手方を本訴原告・反訴被告、申立人を本訴被告・反訴原告とする申立の趣旨記載の事件において、令和5年1月13日、申立人に対し、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）の明渡を命じ、仮執行宣言を付した。

申立人は、これを不服として御庁に控訴を申立てた（令和5年（ネ）第■号）が、御庁（第三民事部）は、令和6年1月15日、申立人の控訴を棄却する旨の判決を言渡した。

申立人はこれを不服として現在、最高裁判所に上告・上告受理申立中である。

2 申立人は2011年3月、自身には全く責任がない、東京電力福島第一原発の過酷事故によって、甚大で深刻な身体生命に対する危難に曝された。そこで、これを避けるために、家族共々、緊急避難的に県外に逃れた者である。申立人は、各地を流浪するが如くにすることを余儀なくされた後に、ようやく、避難した福島県民に対する災害救助法に基づく措置として、東京都江東区東雲1丁目9番所住の国家公務員宿舎の一室（■号）に居住することが出来ることになった。

3 福島に於ける生業を奪われてしまった申立人は、知合いもいない異郷である東京都に於いて、娘二人との生存・生活をとにかく確保するために、言うに言われない労苦を重ねて、やっとこれまで生き続けてくることが出来た。

これも、本件宿舎への居住が認められたからこそ、ようやくに可能であったものである。

4 しかしその後、国・相手方福島県は救助政策・方針を変更するに至り、本件住居の貸与は、2017年3月31日を以て打切られこととされ、救助事務の担当者である福島県から、退去を求められる事態となった。

5 だが、福島第一原発、また福島県に於いてはその後、現在に至るも廃炉・放射

性物質除去・インフラ整備等々、避難した県民が安心して帰還できる条件はなかなかに進んでいないのが現実であり（緊急事態宣言も未だ解除されていない）、また、一旦生業を奪われた県民が、ただ帰還したとしても、生活の基盤・安穏を取り戻すことは極めて困難であるのが、冷厳な現実である。

これは、2017年4月の段階では明白であった。そして更に、事故発生後13年間が経過した現在に於いても、基本的に変化がないのが現実である。

6 このような状況にあって、申立人も、仮に帰還したとしても、一旦奪われてしまった生業に再び就いて、家族の生活を維持してゆくことは不可能のまま、現在に至っている。

7 しかるに相手方福島県は、このような県民の苦境を十分に理解しようとせず、かえって令和2年に、貸与されている本件住居からの退去・明渡を求める訴訟を福島地裁に提起した。事件は更に仙台高等裁判所に場を移して、その合法性・妥当性が争われた。しかしあともや、退去について仮執行宣言を付した判決が出されるに至った。

8 しかし、この福島県の訴求には多々法律上・道義上の問題があつて、そのまま認めることは到底出来ないものである。また改めて言うまでもなく、住居の確保は生存・生活の最も重要な手段であるから、明渡に応ずることは、申立人の生存・生活の危機に直ちに直結する事態に直面することが明かである。

そこで申立人は、「日本の司法が、自己に何の責任もないにもかかわらず、このような強暴的事態に国民が苦しまねばならないという、不正義を敢えて看過し、国民を路頭に放り出す事態を容認するはずはない」ことを確信して、最高裁判所に上告・上告受理申立したのである。

現在その理由書を鋭意作成しているところである。

9 上告の理由として、申立人は、

① そもそも訴訟条件不備の問題（債権者代位権の違法な拡張）

- ② この問題に関する最高裁判例への違背の問題
- ③ 原発事故について、~~災害防止~~法が準用されたことの問題（法の欠缺）
- ④ 強制立退きを禁ずる国際人権法への違背の問題
- ⑤ また、上記について十分な審理を行わなかつた下級審裁判所が、憲法

3 2 条に違背している問題

等々

その他の問題を、徹底的に論じ、最高裁判所のしかるべき判決を得たいと考えている。

これらは、いずれも現代日本に於いて、極めて重要なテーマであつて、裁判所として些かもゆるがせにできない問題であると、申立人は確信している。

1 0 相手方としては、債務名義である福島地裁判決の確定を待つてから強制執行に着手しても、執行は容易のはずである。しかも他方、もし仮に本件について強制執行が実行されてしまったならば、申立人は街頭に放り出され、一挙にホームレス状態に陥ってしまう危険性が大である。万が一このような事態が出来たならば、申立人はとにかく生きるために日々奔走しなくてはならない境遇となり、最高裁判所のしかるべき判決を求めるための訴訟追行行為など、全く不可能となつてしまふ事が目に見えている。

1 1 そもそも、国家公務員の住宅事情が特に逼迫しているという情勢にはない。

本件問題は、とにかく避難者に福島県への帰還を促すという、国の原子力政策上から派生してきている問題であり、一日二日を争うという性格の問題ではない。

1 2 このような状況に於いて、重要な問題について、当事者である国民がまだ裁判で、真正面から争う意思を有しており、現にそのための努力を重ねているときに、この国民の生存・生活のための手段を根こそぎ奪つてしまつて、裁判で闘うことそれ事態を不可能ならしめてしまうような強制執行には、大きな問題が存する。

1 3 これら事情を是非勘案のうえ、福島県による強制執行を停止して頂きたく、

民訴法403条1項2号に基づき、本申立に及ぶ次第である。

担保

14 なお、停止決定に当たっては申立人は一定額の補償金を準備しなければならないが、しかし現在の生活苦の事情からして（すでに訴訟救助の決定も頂いている）ので、無担保で強制執行停止決定を発令されたい。

仮に、立担保を命じられる場合は、次のように思料する。

すなわちその金額は、申立人が上告・上告受理申立期間中に執行を停止したことによって相手方に発生することあるべき損害額を基準とすべきところ、上告審で判決ないし決定がなされるまでの時間は、最近の実情に鑑みると、概ね6か月程度と考えられる。

そうすると、申立人の上告・上告受理申立をした期間中に執行を停止することによって相手方に生じることあるべき損害額は、相手方が国に対して支払っている賃料（月額6万4863円）の6か月分、すなわち、38万9178円ということになる。

よって、立担保額は、上記金額を基準に定められるよう求める。

できるだけ低額をお願い致したい。

以上